

答申第 776 号

情公第 2097 号

令和 5 年 10 月 12 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 3 年 5 月 31 日付けで諮問された海岸法に基づく特定市との協議に係る文書等一部非公開の件（諮問第 876 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別紙2のとおり文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年3月11日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対して、実施機関は、別紙2に掲げる文書を対象文書として特定の上、文書1及び文書5のうち、担当者の氏名、役職、メールアドレス及び図面記載の氏名を公開することにより特定の個人が識別される情報として、条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和3年4月9日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 公開された文書1には、特定市は関係機関との協議を令和2年4月から令和3年9月まで行うこととなっている。よって、特定市と実施機関とが令和2年4月15日以降に、協議を進めたと考えられるが、それらに関する行政文書が公開されていない。
- (2) 実施機関は弁明書において、決裁書類については起案日が、特定市が作成した資料については資料作成日が記載されていると主張するが、公開された行政文書には、これらに関する記述はない。
- (3) 特定市は海岸法第10条第2項に基づく協議を実施機関と行わなければ、公園予定地の海岸を占有できないはずであるため、当該協議に関する行政文書及び令和2年9月17日に実施機関と特定市とが会議

を行った際の報告書が存在しなければならないが、それらに関する行政文書が公開されていない。

- (4) 公開された文書6と文書7を比較すると、文書7の図には文書6の図にはなかった赤い破線で囲まれている部分が追加されていた。文書6の作成日が令和2年9月30日であり、文書7の作成日が同年10月22日であることから、実施機関が特定事業体へ何らかの指摘を行ったと考えられるが、これに関する行政文書が公開されていない。
- (5) 審査請求人が、過去に別の課へ情報公開請求を行った際には、特定市との会議報告書が公開されたにもかかわらず、本件請求では、実施機関と特定市とが行った会議報告書の公開がなかった。神奈川県文書管理規則第6条では、軽易なものを除き、行政文書を作成しなければならないと規定されており、神奈川県事務決裁規程別表第1では、文書の受理や地方公共団体との協議を決裁することが規定されている。特定市との会議報告や協議は、軽易なものに該当しないため、これらに関する行政文書が存在するはずである。

4 実施機関（担当：県土整備局平塚土木事務所）の説明要旨

- (1) 特定市との会議報告の文書については、平塚土木事務所では、会議報告書を作成しておらず、特定市からも会議報告書を収受していないことから会議報告書自体が存在しない。また、特定市との協議に基づく合意確認の文書については、海岸法第10条第2項に基づく協議資料を公開したところであり、その他に該当する文書は存在しない。なお、行政文書の公開に当たり、事務所内の文書キャビネット等を探索したが、公開した文書以外に公開すべき文書は存在しなかった。
- (2) 海岸法第10条第2項に基づく協議は、海岸法第7条第1項に基づく占用許可と同様の事務手続を行っており、当該協議の事前準備として、特定市と打合せを行っているが、打合せ内容が未成熟で、軽易なものであると判断したため、打合せ記録は作成していない。事前打合せの結果、内容・書類が精査されてから、海岸法第10条第2項に基づく協議を令和2年11月に行い、その内容は行政文書として保存

している。

- (3) 平塚土木事務所は海岸法に基づき海岸管理上支障があるか、許認可の視点で特定市と協議を行っており、特定市の施策に関与していない。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定について

審査請求人は、実施機関が特定市との間で行った海岸占用に係る会議等を記録した報告書等が公開されていない旨の主張をしているところ、実施機関は、公開した行政文書以外に公開すべき文書は存在しない旨の説明をしている。そこで以下では、本件処分における行政文書の特定の妥当性について検討する。

海岸法第7条第1項は「海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物（以下次条、第9条及び第12条において「他の施設等」という。）を設けて当該海岸保全区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。」と規定しているところ、海岸法第10条第2項は「国又は地方公共団体（港湾法に規定する港湾局も含む。以下同じ。）」が第7条第1項の規定による占用又は第8条第1項の規定による行為をしようとするときは、あらかじめ海岸管理者に協議することをもつて足りる。」と規定している。

このように海岸法は、海岸占用の主体が国又は地方公共団体である場合には、海岸管理者の許可（以下「占用許可」という。）ではなく海岸管理者との協議（以下「占用協議」という。）で足りることとしているが、当審査会が実施機関に確認したところ、占用協議においても、占用許可と実質的には同様の事務処理を行っているとのことである。具体的には、占用許可においては、図面等による事前打合せを行った後に申請者から許可申請がされ、審査後に許可を行うというものであり、許可申請の前に行う事前打合せの内容は、未成熟なも

のや軽易なものであることから、打合せ記録等は特に作成していないとのことである。これは、地方公共団体を相手方とする占用協議においても異なるものではなく、具体的には、図面等による事前打合せを行った後に協議者から協議申請がされ、審査後に同意を行うというものであり、本件における特定市からの占用協議に対しても同様の事務処理が行われたとのことである。実施機関が審査請求人に公開した文書8を見分しても、その審査内容は占用許可と実質的に大きな相違はないと認められることから、占用協議においても占用許可の場合と同様、協議者との打合せ記録等を作成していないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点はなく、これを覆す事実も認められていない。

以上のことから、実施機関が本件請求に対して別紙2に掲げる文書を特定し、公開したことは妥当である。

(2) 条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開とした情報

実施機関は別紙2に掲げる文書1、文書5に含まれる担当者氏名、役職、メールアドレス及び図面記載の氏名を条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当するとして非公開とした。

そこで検討すると、いずれの情報も、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、また、同号ただし書アからエまでに規定するいずれの情報とも認められないことから、実施機関が当該情報を条例第5条第1号に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としたことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は種々主張するが、上記審査会の判断を左右するものではない。

6 附言

当審査会が実施機関に確認したところ、本件処分に係る一部公開決

定通知書の「公開することができない部分及び理由」欄において「特定事業 説明及び意見交換会の結果概要の図面記載の氏名」と記載しているところ、当該情報は、非公開情報とされておらず、正しくは「特定海岸公園に係る国道 134 号及び海岸保全区域に係る打合せにおける図面記載の氏名」が非公開情報であることが判明した。今後、同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 3 のとおりである。

別紙 1 (行政文書の公開請求の内容)

- ① 海岸法 10 条 2 項の協議を特定市と行ったことに関する書類 (2020 年 4 月 1 日以降)
- ② 特定市と 2020 年 4 月 1 日以降海岸の占用について話しあった書類

別紙 2 (特定文書一覧)

対 象 文 書	
文書 1	特定事業 事業説明会
文書 2	海岸一時使用届 (令和 2 年 6 月 19 日)
文書 3	道路一時使用届 (令和 2 年 6 月 19 日)
文書 4	特定海岸公園整備に伴う汚水排水計画 (公共下水道への接続)
文書 5	特定海岸公園に係る国道 134 号及び海岸保全区域に係る打合せ
文書 6	特定市特定海岸公園整備における飛砂防備機能について (2020 年 9 月 30 日)
文書 7	特定市特定海岸公園整備における飛砂防備機能について (2020 年 10 月 22 日)
文書 8	海岸法 10 条第 2 項に基づく協議同意について (伺い)

別紙 3

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 6 月 7 日 (収 受)	○ 諮 問
令和 5 年 7 月 20 日 (第 228 回 部 会)	○ 審 議
令和 5 年 8 月 21 日 (第 229 回 部 会)	○ 審 議
令和 5 年 9 月 5 日	○ 実 施 機 関 か ら 条 例 第 19 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 提 出 さ れ た 意 見 書 の 収 受
令和 5 年 9 月 28 日 (第 230 回 部 会)	○ 審 議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	部会員
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
小沢 奈々	横浜国立大学教育学部准教授	部会員
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員

(令和5年10月12日現在) (五十音順)